

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

FAX: 03-6250-7200

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 太田 洋 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジェネレーション株式会社

代理人弁護士 戸田 裕典

同 鈴木 多門

TEL: 03-6435-5689

FAX: 03-6435-5699

厳重抗議書

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、株式会社ナガホリ（以下「貴社」といいます。）による、2023年6月14日付「第62期定時株主総会招集ご通知 補足説明資料」と題する資料（以下「本補足資料」といいます。）を公表することにより行った、極めて不当な印象操作等に対し、以下のとおり、厳重に抗議いたします。

なお、貴社におかれでは、本書面につき、これを受領した旨を直ちに開示するとともに、これまでと同様に貴社ホームページにて公表することを求めます。

第1 本株主提案が決して濫用的ではないこと（本補足資料2頁・9頁）

1 初めに、貴社は、本補足資料の冒頭及び同資料9枚目において、2023年6月29日開催予定の貴社第62期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に向けて、当社が、同年3月31日付「株主提案書」（以下「本株主提案書」といいます。）に基づき行った株主提案（以下「本株主提案」といいます。）に対し、「それ自体濫用的なもの」であるなどと論難し、恰も本株主提案それ自体が違法であるとの悪印象を株主に与えています。

しかしながら、2023年3月16日開催の貴社臨時株主総会（以下「前回臨時総会」といいます。）では、会社法上の規制値とされている10%（会社法304条）を大きく上回る22%以上も

の賛成が得られている以上、本株主提案が適法な株主権の行使であることに疑いの余地はなく、「それ自体濫用的なもの」であるといった評価は、謂れのない誹りというほかありません。

- 2 何より、本株主提案書にも記載したとおり、前回臨時総会では、貴社経営陣によって、当社及び当社代表尾端を含む当社が推薦する取締役候補者（以下「当社候補者」といいます。）に対し、極めて悪質かつ執拗な印象操作が繰り返されました。

具体的には、貴社経営陣は、2023年3月1日付「臨時株主総会招集ご通知補足説明資料」を始めとする様々な公表資料によって、当社候補者が過去に違法なマルチビジネスに直接関与しているとの誤解を与える情報や、当社が貴社株主としての立場を超えて私的利害を追求し、貴社の企業価値を毀損させるなどという根も葉もない情報を、悪意をもって拡散しました。そのため、前回臨時総会の決議結果はそのような不当な印象操作によって、株主意思が大きく歪められたものであると言わざるを得ませんので、濫用的であるなどと非難する前に、先ずは、貴社経営陣自身が、上場会社の役員であることを十分に自覚し、不当な印象操作を即刻止めるとともに、当社からの質問及び情報開示の求めに対して逃げることなく、真摯に回答及び情報開示に応じるべきであることを申し述べます。

なお、貴社は、本株主提案が前回臨時総会における株主提案と比較して、「全く同じ候補者かつ同じ理由」であると述べられていますが（本補足資料9頁）、理由については、前回の株主提案と本株主提案とで、一部共通する部分はあるものの、株主提案書を比較してみれば一見して異なることは明らかです。そのため、上記説明は誤った事実認識に基づくもの、或いは、一般株主において、当社の提案理由に興味を持つことなく目を通させないことを狙って、故意に事実と異なる説明を展開していることが合理的に疑われるものであり、直ちに削除することを求めます。

第2 第4号議案（買収防衛策の継続・更新議案）に関する説明の点（本補足資料5・6頁）

- 1 貴社は、第4号議案（買収防衛策の継続・更新議案）に関する説明箇所において、恰も当社と他の株主との間で共同して議決権等を行使することの合意があること、そして、そのような実質的共同保有者の関係にあることを秘匿して当社が貴社株式の買い集めを行っているという事実無根の悪印象を一般株主に刷り込むべく、不当な印象操作を展開しております。

具体的に、貴社は、本補足資料5頁において、わざわざ赤字にアンダーラインを引いて強調し、「リ・ジェネレーション及びリ・ジェネレーションと共同して買付けを行っている可能性が疑われる株主が保有している当社株式を単純合算すると所有割合で32.14%に上る状況にあった」と説明されています。しかしながら、繰り返し述べているとおり、当社は当社独自の判断で貴社株式を取得したもので、他の株主との間で、共同して議決権等を行使することを合意しているなどといった事実はありません。

その点、上記「32.14%」の値は、2022年6月29日開催の貴社第61期定時株主総会（以下「前回定時総会」といいます。）に先立ち、貴社が公表した同月14日付「招集ご通知 補足資料」（以下「前回補足資料」といいます。）の5頁に記載したものですが、当社が反論の機会を得るべく、再三再四、貴社に対して当該「32.14%」の具体的な内訳を示すよう求めるも、貴社はこれを拒み、結局、最後まで開示に応じることはませんでした。

実質的共同保有者の関係が存在しないことの証明は、いわば悪魔の証明であって、当社の立場からこれを証明することは不可能です。貴社は、それを逆手にとって、当社と他の株主との間に実質的共同保有者の関係が疑われ、それらの議決権を合算すると「32.14%」にも上るなどと吹聴する一方、その内訳を示さないという極めて卑劣な行為に及び、当社の反論の機会を事実上奪いました。このように、もっともらしく具体的な数値を示しておきながら、その内訳を秘匿してブラックボックス化する行為は、貴社子会社である仲庭時計店の不祥事に係る損害額の秘匿、アドバイザリー費用に係る内訳とその内容の秘匿と並んで、貴社経営陣の情報開示姿勢の消極さを如実に物語るものであります。さらに、これ程までに開示を頑なに拒否することからすれば、実は、上記「32.14%」の値は何らの根拠に基づかないでっちら上げであった可能性すら疑われます。

そもそも、本総会の招集通知（10頁）における大株主の一覧を見ても、（貴社が当社の実質的共同保有者に該当すると強弁されていた）布山高士氏の持株比率は「6.42%」と、前回補足資料5頁記載の同氏の持株比率「9.8%」から大きく減少していることが確認されるなど、前回時点から貴社の株主構成が相応に変化しているにもかかわらず、1年も前の、しかも、その根拠たる具体的な内訳を示さないままの数値を、この期に及んでも未だに引用し、かつ、赤字で下線まで引いて強調するという行為は、恰も、当社と他の株主が共同して「32.14%」もの貴社株式を秘密裏に取得し、現時点においても未だ保有し続けているかのような誤った印象を与えることを狙ったものであるというほかありません。

- 2 一方で、貴社は、本補足資料6頁上段における現状の説明として、「リ・ジェネレーションとの間で共同ないし協調して行動している可能性がある潜在的協調行動者と合計すれば、株券等保有割合の合計が優に20%以上となり得る状況であること」（※黒字かつアンダーライン無し）と述べていますが、そのような関係が現実に存在しないことは既に述べたとおりである上、「可能性」、「潜在的」、「なり得る状況」といった曖昧化するための表現を乱発していること、そして、上記1のとおり、1年も前の情報（数値）には赤字にアンダーラインを付して強調しているにもかかわらず、それより明らかに重要である現在の情報（数値）については、赤字にすることもアンダーラインを引くこともしていないことからすれば、前回以上に、貴社において当該説明を裏付けるに足る根拠が何ら見出せていないこと、すなわち、上記説明は、貴社のでっちら上げであることを自ら雄弁に語っているといえます。

もしそうでないというのなら、「優に20%以上」と言い張るその具体的な内訳を直ちに開示してください。

他方、貴社は、同じく6頁の中段において、「現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションによる本株式買集めが継続している」と赤字にアンダーラインを引いて強調されています。しかし、貴社が実質的共同保有者であると考える当社らの持株比率は、前回補足資料における「32.14%」から、本補足資料における「優に20%以上となり得る」と変化している事実に鑑みれば、当社らの持株比率は（貴社の勝手な憶測を前提としても）減少していることは明らかであります。それにもかかわらず、上記説明部分を敢えて強調する行為は、当社らが前回定時総会以降、今もなお継続的に株式の買い集めを行っているかのような誤った印象を一般株主に与えることを狙ったものであるというほかありません

ん。これほどまでに、なりふり構わず（多額の費用と時間をかけて）執念深く不当な印象操作に執着する貴社経営陣の姿勢は、本当に理解に苦します。これらの不当な印象操作を目的とした誤った記述については、直ちに削除又は修正することを求めます。

第3 本株主提案に対する貴社意見について（本補足資料10頁以下）

1 本株主提案の理由要旨と貴社見解について（本補足資料10頁）

(1) またしても、自らに不利な主張及び質問に対し、回答を避けているという印象を受けないために、貴社経営陣の常套手段である「黙殺」及び「主張要旨又は主張の要約という名の都合の良い取捨選択」が発動しています。何度も言いますが、このような手段を用いて、自分たちに不利な主張及び質問それ自体が初めから無かったかのように装う行為は、端的に卑怯であり、不当な印象操作と言わざるを得ませんので、即刻お止めください。そして、そのような卑怯な手段を探り続ける貴社経営陣に、当社の回答姿勢及び情報開示姿勢を非難する資格は微塵もありません。

当然ながら、当社として、後記第4でも述べている貴社業績の低迷に関する点については、本株主提案に至る重要な要素と考えています（例えば、本総会の招集通知のどこを見ても、巨額の減損損失計上を踏まえた貴社業績に関する当社意見に対するご説明が一切見当たらず、明らかに避けているようにお見受けしますが、この点について、貴社経営陣はどのようにお考えなのでしょうか）。

また、仲庭時計店の不祥事に係る具体的な損害額についての開示を拒否し続けている事実や、貴社の2023年3月期に係る連結経常利益（537,868千円）の約67%に上る巨額のアドバイザリー費用（特別損失）357,773千円の内訳等の開示を拒否し続けている事実については、事実誤認であるとか、誤った事実認識に基づく主張などといった指摘は全くあたりません。さらに、貴社は上記の当社からの指摘に対し、本総会の招集通知（76頁）においても、相変わらず会計処理の問題に論点をすり替えた上で、監査法人に適正意見をもらっているのだから何が悪いのだと言わんばかりに開き直っていますが、何度も申し上げているとおり、当社は会計処理の当否を問題としたことは一度たりともございませんし、法令等で求められる必要最低限の開示があればそれで足りるといった低レベルの次元の話をしているわけでもありません（そもそも法令等で求められる開示を欠けばそれだけで違法ないし違反となるですから、それが許されないことは当たり前です。）。

さらに、当社としては、貴社経営陣が当社からの株式取扱規程の開示要請に対し、これを拒否し続けている事実についても極めて重く受け止めております。本株主提案書でも述べたとおり、当社としては、定款の下位規範として、定款の授権に基づき株式の取扱いに関する細部に至る事項を取締役会が定めたものであるという株式取扱規程の性質上、その内容について（名宛人である株主に対してすら）秘匿する必要性など微塵もなく、むしろ、株主の便宜を考慮すれば、予め株主に広くアナウンスしておくべき性質のものであると認識しております。況してや、株主から閲覧等の請求があれば、会社はこれに応じる義務があるはずです。そして、株式取扱規程については、定款と同様、既に多くの上場会社において、自社のホームページ等において広く公表されている状況にあります。そのた

め、当社は貴社経営陣に対して、端的に、「株式取扱規程について、株主からの閲覧等の請求を拒否できる法令の根拠、又は、株主が閲覧等の請求を求める際に、会社に対しその目的や必要性を明らかにしなければならない法令の根拠をお示しください。」と、質問しました。それにもかかわらず、貴社経営陣は、既に詳細を説明済みとだけ述べて、上記質問に回答することから逃げました（なお、貴社は、本総会の招集通知において、「具体的な必要性が何ら示されなかつたため、閲覧謄写に応じることができなかつた」と述べられていますが、そうであれば、株主が株式取扱規程の閲覧謄写を会社に求めるのに、「具体的な必要性」を示さなければならない法的根拠をご説明ください。）。

以上、これらの点には、貴社経営陣の情報開示姿勢の消極的姿勢が存分に表れているといえます。なお念のため、貴社経営陣の恐ろしいまでの消極的な情報開示姿勢を一般株主の皆様にも把握していただくべく、本書面の別紙として、先日の株主名簿閲覧謄写仮処分申立事件において、貴社から乙12号証として提出された（マスキング済みの）株式取扱規程を添付します。

(2) 貴社経営陣は、女性役員の登用の点についても、「女性役員の登用は以前から前向きに検討しており、実際に2023年3月の臨時株主総会において、女性取締役候補者を提案・選任」したなどと縷々言い訳を並べていますが、女性役員の登用を検討していたことの裏付けが前回定時総会における貴社代表者の回答のみしか挙げられない（つまり、どの開示資料にも一切記載してこなかった）こと自体、女性役員の登用は当社からの指摘を受けて初めて具体的に検討開始するに至ったことの証左といえます。そして、洲桃氏の選任に関して当社が行った質問に対する貴社の不誠実な態度に鑑みれば、もっぱら当社からの批判をかわす目的で同氏を選任するに至ったことは、火を見るよりも明らかです。

そもそも、当社が女性役員の登用に拘っているのは、コーポレートガバナンス・コードの改定等により、企業において女性を積極的に登用する機運が高まっている状況にあるというよりも、貴社職員の約6割が女性であること、そして、何より貴社が他でもない女性の顧客をメインとするジュエリー商品の製造販売を業とし、女性目線での商品開発や販路の拡大を目指さなければならぬことを踏まえたものであります。しかし、貴社経営陣が示したスキルマトリックス（本総会の招集通知38頁）からも明らかだとおり、洲桃氏に対して、貴社事業の本質的要素ともいべき、「経営」・「営業」・「商品開発・製造」・「ブランドマーケティング」の分野において、貢献的役割を期待することはできません。これにより、貴社経営陣において、貴社の経営ないし営業戦略に「女性の視点」を積極的に採り入れようという意思がないことがよく理解できました。当社としては、当社候補者である佐藤氏の選任に留まらず、貴社女性職員からの内部昇格も含め、女性目線での経営ないし営業戦略に重点をシフトすることが貴社の成長にとって必要不可欠であると認識しておりますので、改めて、この点を貴社経営陣の問題点として指摘させていただいた次第です。そのため、貴社の洲桃氏選任に伴う言い分は当社の主張に対する反論の理由に全くなっておりません。

(3) 中期経営計画の点についても、貴社経営陣は、長期に亘って貴社の業績が低迷状態にあったにもかかわらず、かつ、下方修正を何度も繰り返していたにもかかわらず、中期経営

計画の策定及び公表を行うことなく、ただ漫然と無為に時間を浪費し続けてきました。そして、再三に亘り、当社からこの点に関する指摘を受け、ようやくその重い腰を上げて、2022年9月29日に、初めて中期経営計画を公表するに至りました。

上記のとおり、貴社経営陣は、当社からの再三の指摘を受けて中期経営計画を公表したにもかかわらず、公表した途端に手のひらを翻して、今度は当社が具体的な経営方針・経営計画を持ち合わせていないなどと居直りました。そして、仕舞いには、自らを「中期経営計画『To the next Growth』」の遂行のために、当該計画を策定し、当該実行のために日々多大な努力を傾注している最中である現在の経営陣及び取締役会」などと自画自賛しています。しかしながら、仮にそうだとすれば、それ以前の長期に亘る低迷期において、貴社経営陣は、一体何を行っていたのか甚だ疑問です。つまり裏を返せば、それらの期間において、経営計画の策定を含め何ら努力することなく、ただ漫然と成り行き任せの経営を行っていたということに他なりません。そのような長期に亘る業績及び株価の低迷を招いてきた貴社経営陣に、貴社の持続的成長の実現を期待できないことは言うまでもありません。

2 貴社の企業価値の向上を目指すものではないとの批判について（本補足資料11頁）

- (1) 貴社は、当社が貴社の企業価値向上につながる具体的な経営方針や経営計画を持ち合わせていないなどと非難しています。

その点、当社は、2023年3月に開示した「株式会社ナガホリ 再建・再生のために」と題するプレゼン資料の18頁以下において、当社が考える具体的な経営方針等をお示ししているところです。無論、当社は、貴社の内部情報を正確に把握できる立場になく、具体的な数値計画等をお示しすることまでは出来かねるため、その点では具体性に欠けることは致し方ないといえます。

しかしながら、そうであるならば、上記1の(3)でも述べたとおり、長年貴社の取締役を務めていた現経営陣におかれでは、貴社の内部情報を正確に把握できる立場であったにもかかわらず、しかも、貴社業績が大きく低迷していたにもかかわらず、当社からの指摘を受けるまで経営計画を一切示さず、株主に向けたアクションを何も起こしてこなかったことについてはどのように弁解されるおつもりでしょうか。長年、経営計画の策定・開示すら怠り続けてきた貴社経営陣に、当社が限られた情報と時間の中で示した経営方針や経営計画が不十分であるなどと非難する資格はありません。

- (2) さらに、貴社経営陣は、当社が貴社を「ハコ会社」として利用し、私的利潤を追求することを目的としていることが強く疑われるなどと、不当な印象操作を展開しております。これらの説明は具体性を全く欠くものであり、完全な妄想に過ぎません。むしろ、自己保身を図るべく、株主共同の利益など一切顧みることなく、このような不当な印象操作のために貴社の貴重な資金を浪費し続ける貴社経営陣の方こそ、現在進行形で私的利潤を追求し続けているというべきです。

以上の各記載についても、直ちに削除又は修正することを求めます。

3 当社候補者の経歴及び資質に対する批判について（本補足資料 12・13 頁）

- (1) 貴社経営陣は、当社代表尾端を除く当社候補者 3 名のうち、佐藤氏以外の 2 名（菅原氏及び吉澤氏）が、恰も違法なマルチビジネスに直接関与していたとの悪印象を株主に与える不当な印象操作を行っています。

菅原氏及び吉澤氏は、それぞれARK の特別顧問及び顧問税理士であったに過ぎず、ARK の役員及び執行役の地位にあったわけでもありません。したがって、当社代表尾端にと同様、違法なマルチビジネスに関与していた事実などありません。貴社経営陣において両氏が違法なマルチビジネスに関与していたと疑われているのであれば、そちらがその証明を行うのが筋であり、証明できない以上、貴社経営陣は虚偽の事実に基づいた印象操作を行っているに他なりませんので、即刻お止めいただくよう厳重に抗議いたします。

仮に、会社の特別顧問及び顧問税理士を務めていただけで、当該会社で起きた不祥事に「関与」していたという評価が成り立つとするならば、貴社子会社である仲庭時計店で生じた数々の不祥事についても、まさしくその当時においても同社の役員を務めていた長堀氏及び吾郷氏も、当該不祥事に「関与」していたと評価されなければ道理が通りません。しかも、既に不祥事が発覚していたにもかかわらず、その原因となる内部統制の不備を放置し、被害拡大（貴社の企業価値の深刻な毀損）に寄与したという意味において両氏の責任は重大であります。当社が貴社の企業価値を毀損するおそれがあるなどと吹聴する前に、先ずは貴社経営陣自ら貴社の企業価値を毀損した責任を果たすべきです。

- (2) 貴社経営陣は、当社代表尾端以外の当社候補者 3 名が、いずれも尾端の部下であるか、尾端の強い影響下にあるなどと指摘しております。

そもそも、貴社の取締役候補者として名乗りを上げていただいた人物を指して、躊躇いもなく、他者の下に属していることを意味する「部下」などという表現を用いること自体、失礼極まりない行為であることを自覚してください。

その上で、本補足資料 13 頁では、わざわざ尾端を上位に、他の当社候補者 3 名を下位に配置し、尾端から他の 3 名に向けて電波が発せられているような図を用いることで、恰も尾端が新興宗教における教祖で、他の 3 名が教徒であるかのようなイメージを持たせて、尾端が他の 3 名を支配しているという印象を株主に植え付けようとしています。これに関しては失礼を通り越して、もはや悪意しか感じられません。

以上の各記載についても、直ちに削除又は修正することを求めます。また、繰り返しになりますが、このような不当な印象操作のために、ひいては、自己保身のために、貴社の貴重な資金を浪費することは即刻お止めください。

第 4 貴社業績の推移に関する説明の点に不当な印象操作が存すること（本補足説明 14 頁）

- 1 既に本株主提案書で指摘していたにもかかわらず、貴社は、またしても本補足資料において、貴社業績に関する不当な印象操作（誤魔化し）を展開しています。

具体的に、貴社は、各種業績指標のうち、あえて 2019 年 3 月期以降の営業利益（及び営業利益率）のみを取り上げてグラフ化することで業績が回復傾向にあること、また、当初の業績予想が、控え目を通り越して業績向上に向けた意識の欠片も見当たらないほど低すぎるも

のであつただけなのにもかかわらず、「2023年3月期の売上高や営業利益は、当初予想を上回りました」などとアピールし、自画自賛しています。

しかしながら、貴社は2016年3月期以降、最終黒字を確保できたのは2018年3月期、2022年3月期及び2023年3月期の3事業年度のみであり、それ以外の事業年度においては全て最終赤字となっています。

さらに忘れてはならないのは、本補足資料において切り捨てられてしまっている2016年3月期においては、下記【参考】で示したとおり、貴社は貴社経営陣による販促戦略の大失敗によって営業赤字を計上しただけでなく、特別損失として多額の減損損失をも計上し大幅な下方修正を余儀なくされた結果、最終赤字に陥っていることです。

2 しかも、貴社は、2017年3月期以降も、店舗関連の建物・備品等の償却性資産に係る減損損失を継続的に計上し、また、2023年3月期においても▲14,739千円もの減損損失を計上しています。これらの減損損失は、いわば将来発生すべきであった減価償却費（販管費）を特別損益の部で前倒し計上する効果を生みますので、必然、それ以降の事業年度における減価償却費が減少する結果、営業損益だけを比較すれば、過年度よりもその分だけ改善しているように見えますが、それが錯覚であることは言うまでもありません。

また、貴社子会社である仲庭時計店による不祥事に起因する多額の貸倒引当金繰入額（特別損失）の計上により、さらに最終損益が悪化した事実も決して忘れてはなりません。これらの不都合な事実を捨象して、都合の良い数値だけを切り取ることで実態を不明瞭にさせて株主を欺くような行為は、不当な印象操作以外の何ものでもありません。

そして、上記減損損失の計上による減価償却費の減少効果を踏まえてもなお2017年3月期以降も営業損益が振るわず下方修正を繰り返し、上記販促戦略の大失敗による低迷期前（2014年3月期以前）の業績には遠く及ばない状況にあるにもかかわらず、現状の結果に既に満足している貴社経営陣に、このまま貴社の経営を委ねていても、貴社の真の実力に見合う業績及び株価の回復を期待することはできないと考えます。

【参考】

貴社連結最終損益（うち減損損失、貸倒引当繰入額）実績の推移

2016年3月期：▲992,993千円（▲123,393千円、－）

2017年3月期：▲ 51,983千円（▲ 71,300千円、▲52,388千円）

2018年3月期： 57,046千円（▲ 15,182千円、▲69,896千円）

2019年3月期：▲133,590千円（▲ 84,865千円、▲26,460千円）

2020年3月期：▲104,530千円（▲ 28,263千円、▲31,927千円）

2021年3月期：▲331,577千円（▲ 37,834千円、▲54,311千円）

2022年3月期： 163,921千円（－）

2023年3月期： 60,777千円（▲ 14,739千円、－）

※2023年3月期におけるアドバイザリー費用（特別損失）：▲357,773千円

【別添：仮処分申立事件にて貴社から提出された（マスキング済みの）株式取扱規程】

1-02 株式取扱規程 2023.4.6 改定 社外秘

第1章 総 則.....	2
第1条 目的	2

第4条 請求または届出の方式	3
----------------------	---

第5章 少数株主権等の行使方法	6
第19条 少数株主権等の行使方法	6

附 則	7
第1条	7
第2条	7
第3条	7

規程 1-2

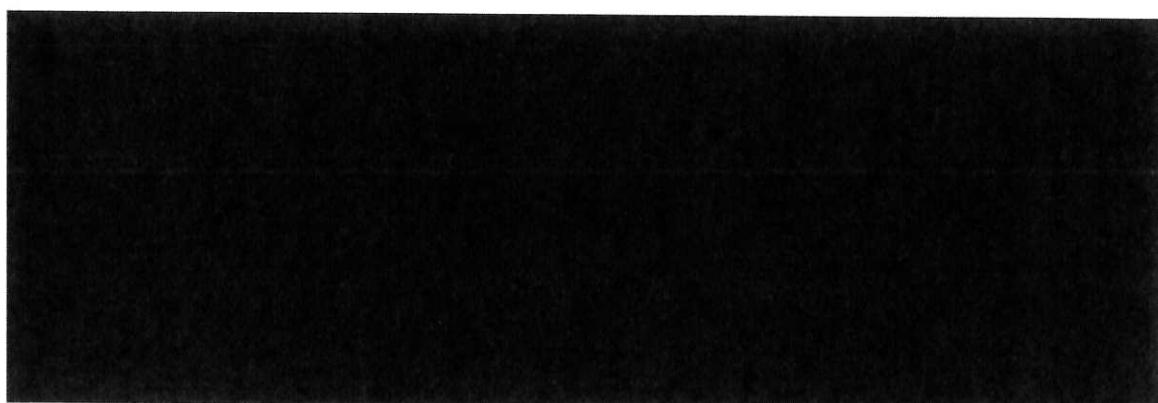
制定 S57.10.1
実施 S57.10.1
改定 S62.12.1
改定 S62.12.5
改定 H 3.12.5
改定 H 6. 7.29
改定 H 7. 3.31
改定 01.12.28
改定 03.6.1
改定 05.10.1
改定 08.12.1
改定 13.7.30
改定 23.4.6

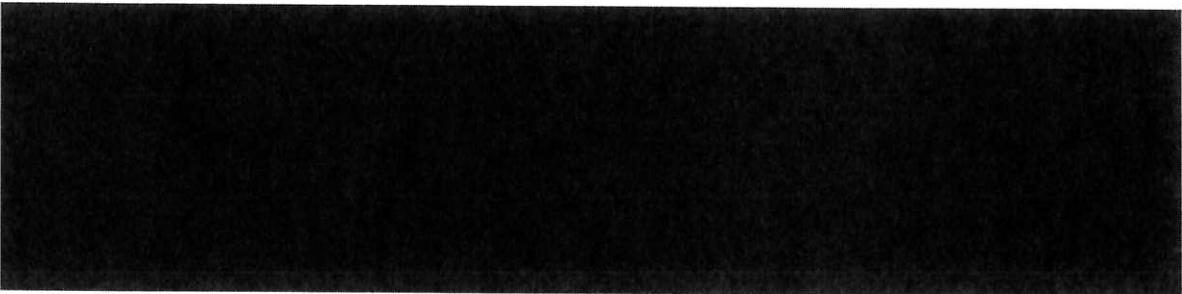
株 式 取 扱 規 程

第1章 総 则

第1条 目的

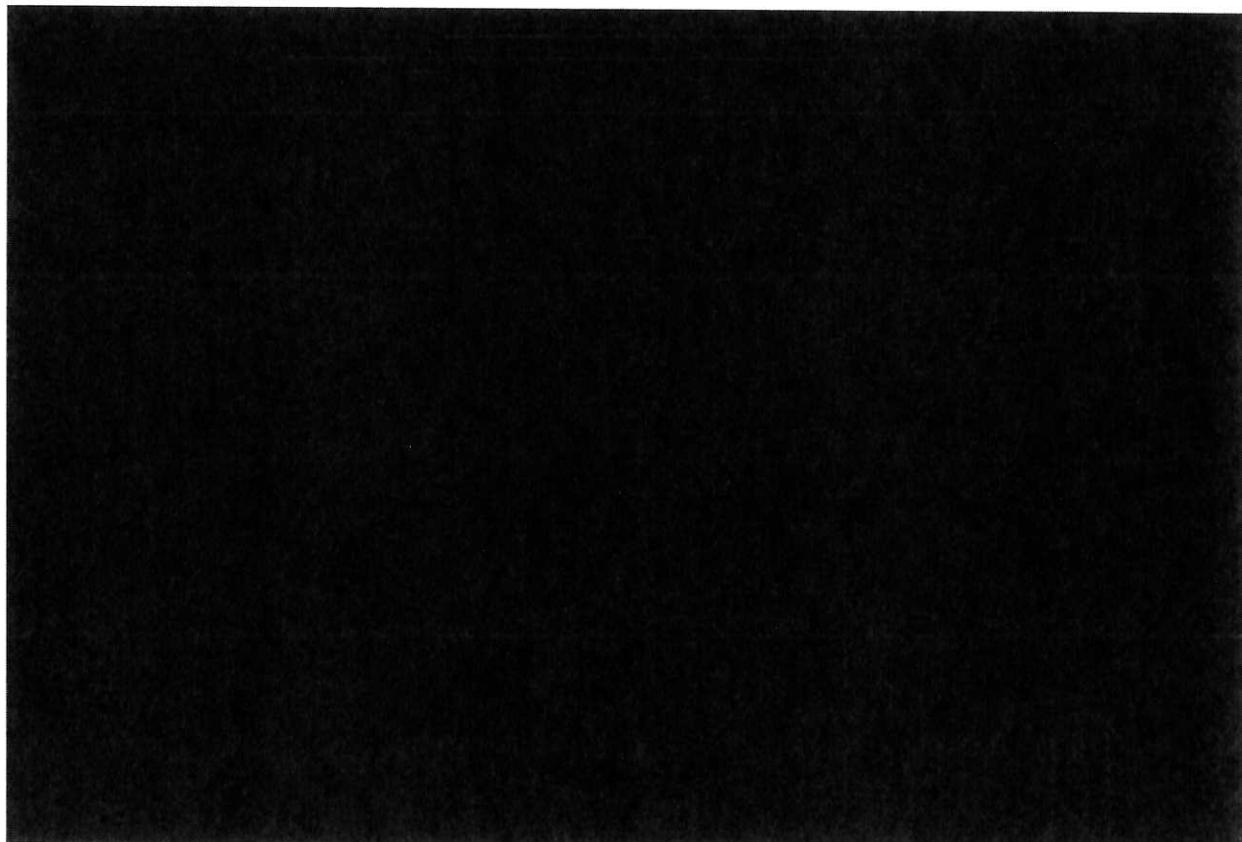
1. 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手続きを含む。）ならびにその手数料については、定款第11条に基づきこの規程に定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
2. 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

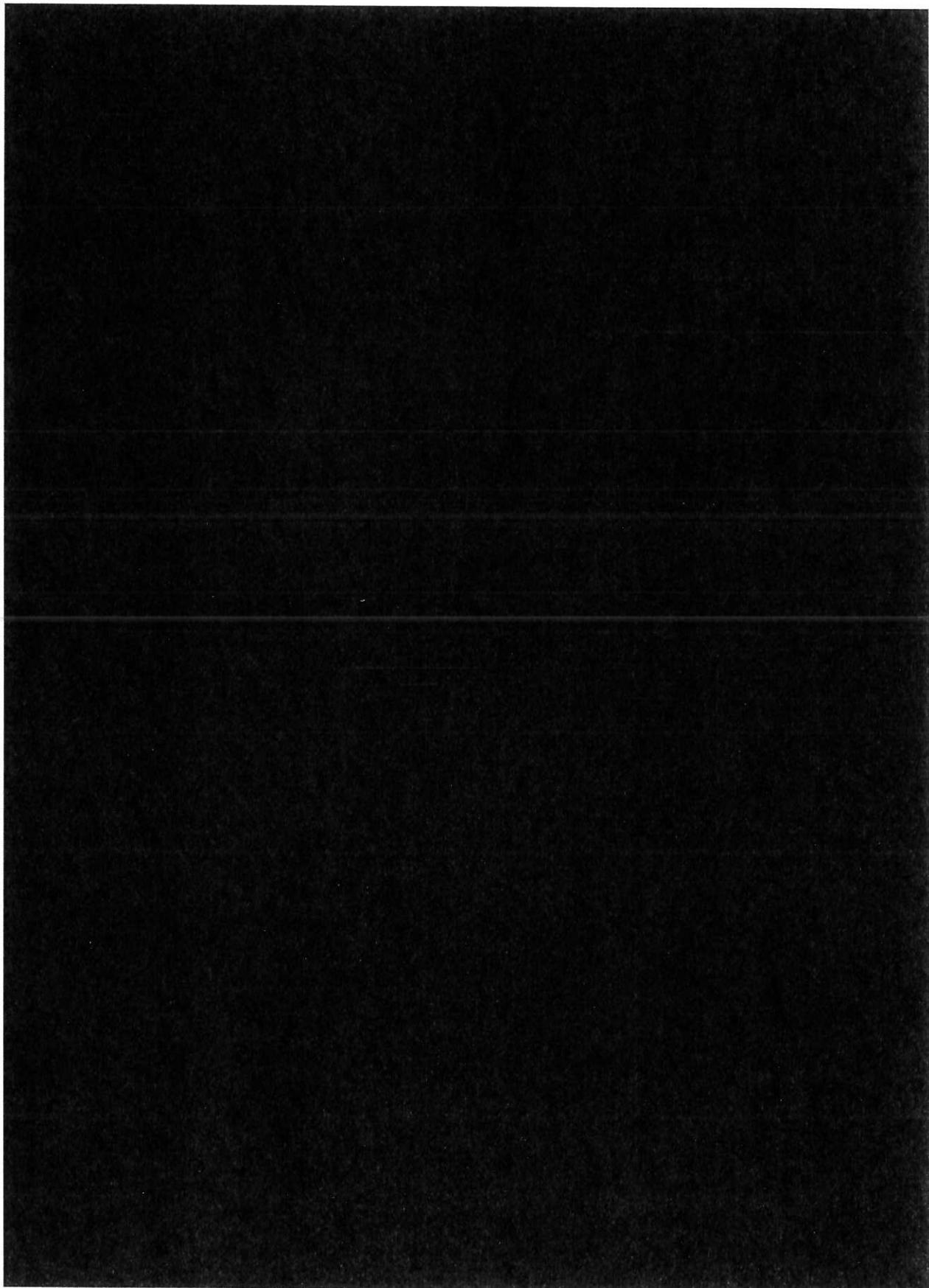


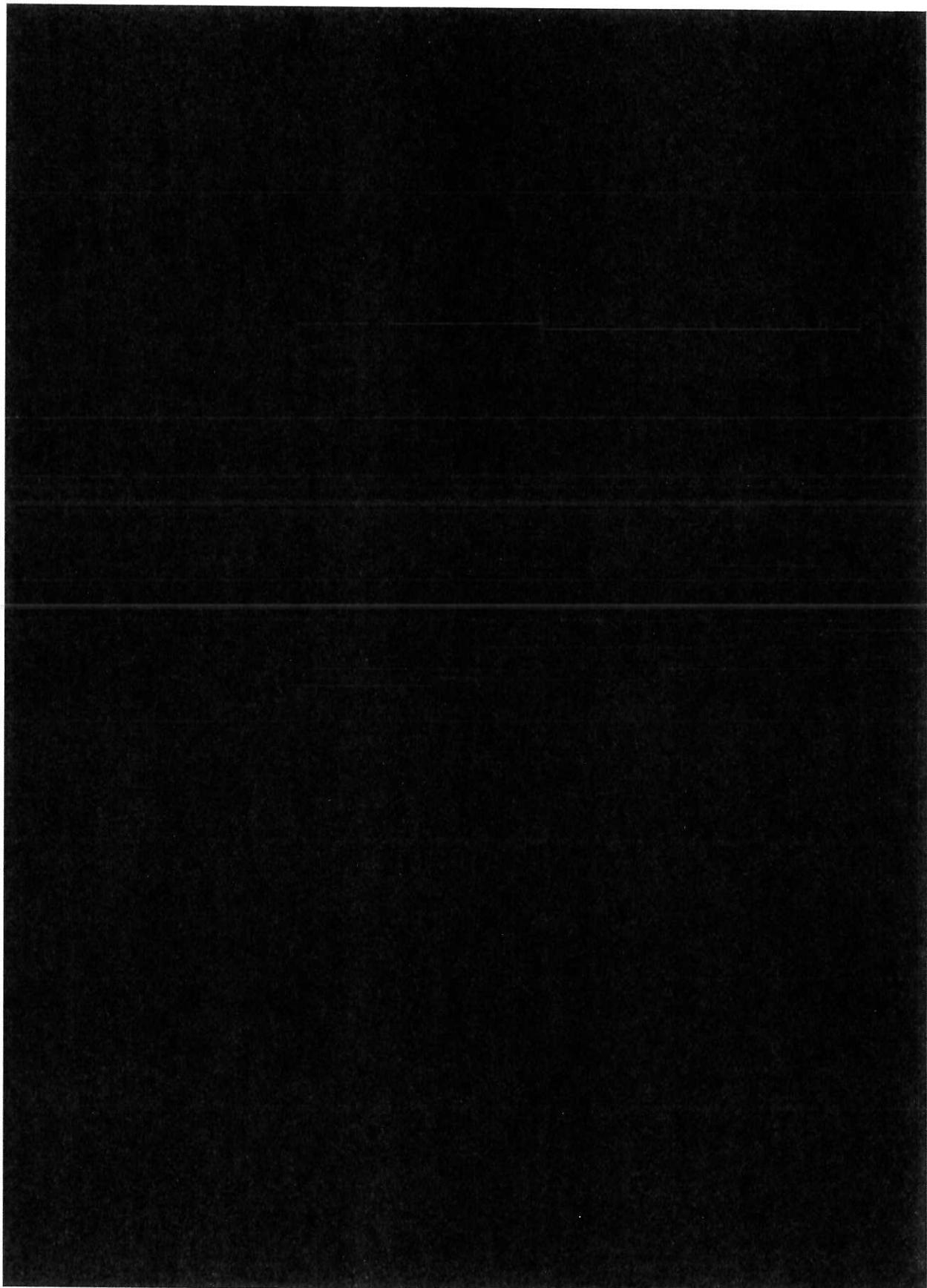


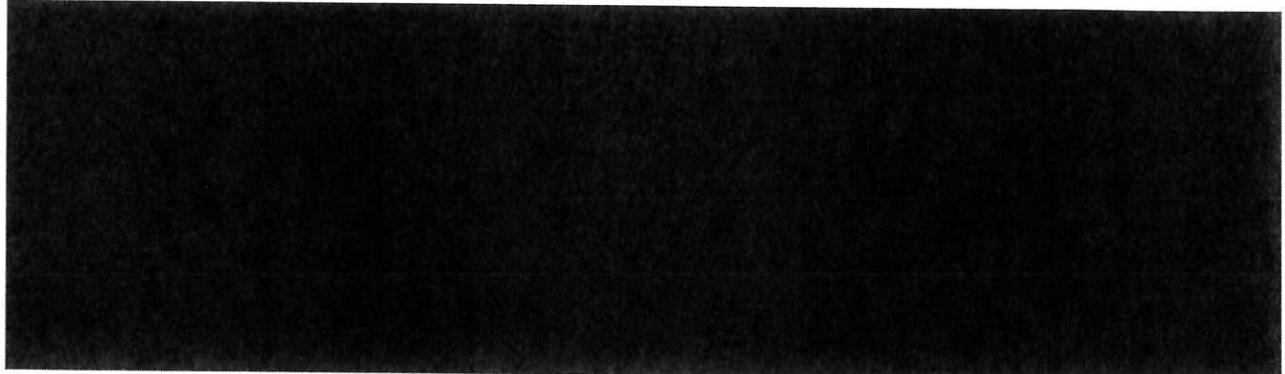
第4条 請求または届出の方式

1. この規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。
2. この規程による請求または届出について、代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を、提出しなければならない。
3. 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
4. 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当会社は、前項の定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。





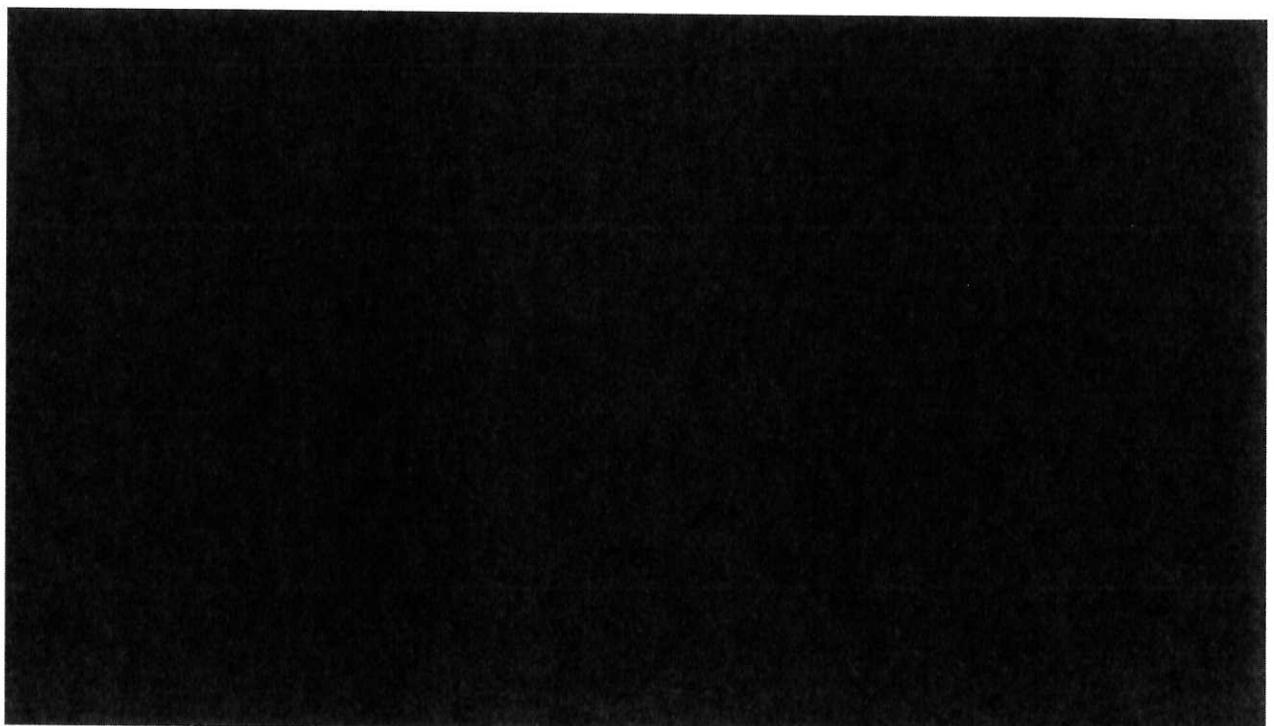




第5章 少数株主権等の行使方法

第19条 少数株主権等の行使方法

1. 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。
ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
2. 前項の少数株主権等の行使については、第4条第2項、第4項および第5項を摘用するものとする。



附 則

第1条

本規程の制定および変更は、取締役会の決議による。

第2条

株主総会決議に基づき、当会社の定款第11条（株式取扱規程）の条数が変更されたときは、
第1条に定める「定款第11条」は変更後の条数を定めたものとみなす。

第3条

本規則は2023年4月6日から実施する。